

工事着手前にご確認ください

着手前に道路施設を点検し、損傷を見つけたら・・・

市 HP(LoGo フォーム)から **通報** してください。

※ QRコードからアクセス または「川崎市 道路 通報」で検索してください。

※ 緊急を要する場合は、直接下記連絡先へご連絡ください。



道路施設を損傷してしまったら・・・

万一、道路施設を損傷した場合は、速やかに道路管理者(下記連絡先)へ連絡し、復旧方法についての協議を行ってください。

注 意

舗装・側溝等の道路施設を損傷する事案が多発しています

舗装・側溝の損傷・汚損



適切に養生し、損傷防止に努めてください。



適切に養生し、損傷防止に努めてください。



汚損した場合は速やかに清掃してください。
汚損防止に努めてください。

道路境界標の損壊等



※境界標の一時撤去や境界標に影響を及ぼす場合は、事前に申請が必要です。

植栽の撤去



※道路附属物を移設・撤去する場合は、事前に申請が必要です。

街路樹の損傷



適切に養生し、損傷防止に努めてください。

道路法43条(道路に関する禁止行為)では、道路を損傷したり汚損することを禁止しており、悪質な違反者に対しては、同法102条に基づき1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が課されます。

■連絡先■

川崎区役所道路公園センター 044-244-3206

幸 区役所道路公園センター 044-544-5500

中原区役所道路公園センター 044-788-2311

高津区役所道路公園センター 044-833-1221

宮前区役所道路公園センター 044-877-1661

多摩区役所道路公園センター 044-946-0044

麻生区役所道路公園センター 044-954-0505